総合政策部

歴 代 三 役

（企画政策課 内線 2462）

1 市長

歴　　順	氏　　名	就任年月日	退任年月日	備　　考
職務管掌	川口　南海男	大正 13. 4. 1	大正 13. 8. 27	
1	大迫　元繁	〃 13. 8. 28	昭和 2. 10. 21	
2～3	川越　壮介	昭和 2. 12. 20	〃 10. 2. 26	
職務管掌	真崎　長年	〃 10. 2. 26	〃 10. 7. 11	
4	柿原　政一郎	〃 10. 7. 11	〃 12. 6. 7	
5	根井　久吾	〃 12. 6. 7	〃 15. 12. 29	
6	青木　善祐	〃 16. 1. 21	〃 20. 1. 20	
7	和田　一次	〃 20. 2. 2	〃 20. 6. 27	
8	萱嶋　高	〃 20. 6. 29	〃 20. 12. 8	
9	二見　甚郷	〃 20. 12. 10	〃 22. 3. 26	
10～11	荒川　岩吉	〃 22. 4. 6	〃 30. 4. 22	公選となる
12～14	有馬　美利	〃 30. 4. 30	〃 41. 7. 4	
15～17	清山　芳雄	〃 41. 8. 21	〃 53. 8. 20	
18	中村　隆則	〃 53. 8. 21	〃 57. 8. 20	
19～21	長友　貞藏	〃 57. 8. 21	平成 6. 1. 10	
22～25	津村　重光	平成 6. 2. 6	〃 22. 2. 5	
26～28	戸敷　正	〃 22. 2. 6	令和 4. 2. 5	
29	清山　知憲	令和 4. 2. 6	現在に至る	

2 副市長

歴　　順	氏　　名	就任年月日	退任年月日	備　　考
1	松井　秀亮	大正 13. 11. 19	昭和 2. 6. 7	
2	川越　常次郎	昭和 2. 11. 22	〃 4. 12. 18	
3	壱岐　菊次	〃 5. 1. 11	〃 8. 7. 12	
4	日高　寛藏	〃 8. 7. 12	〃 10. 2. 26	
助役代理	織戸　政雄	〃 10. 2. 26	〃 10. 7. 11	
5	高山　直通	〃 10. 7. 27	〃 11. 9. 1	
6	中村　秀一	〃 11. 9. 8	〃 15. 9. 7	
7	西沢　喜義	〃 16. 2. 28	〃 20. 2. 27	
8	中村　今朝藏	〃 20. 3. 5	〃 20. 8. 1	
9	久田　品三	〃 20. 8. 2	〃 21. 10. 18	
10	森　忠夫	〃 21. 10. 18	〃 22. 7. 9	
11～12	進藤　琢一	〃 22. 7. 18	〃 30. 6. 15	
13～15	持永　祐宣	〃 30. 6. 16	〃 41. 8. 31	
16～18	富松　昇	〃 41. 10. 1	〃 51. 4. 30	

歴　　順	氏　　名	就任年月日	退任年月日	備　　考
19	長友　貞藏	〃 51. 5.22	〃 53. 8.31	
20	細山　菊利	〃 53. 9.30	〃 55. 3.31	
21	鈴木　敏之	〃 54. 4. 1	〃 57. 8.20	二人制となる
22	枝松　明	〃 55. 4. 1	〃 57. 8.20	
23	坂本　昭三	〃 57. 8.30	平成 6. 1.10	
24	谷本　正憲	〃 57.10. 5	昭和60. 7. 3	
25	松浦　正敬	〃 60. 7. 4	〃 63. 3.31	
26	四方　和幸	〃 63. 4. 1	平成 2.12.20	
27	坂井　秀司	平成 2.12.21	〃 5. 6.30	
28	佐藤　和寿	〃 5. 7. 1	〃 7. 6.30	
29	小川　征男	〃 6. 7.25	〃 18. 3.31	
30	長谷川　彰一	〃 7. 7. 1	〃 9. 6.30	
31	丸山　淑夫	〃 9. 7. 1	〃 12. 7.17	
32	山口　英樹	〃 12. 7.18	〃 14. 9.19	
33	小宮　大一郎	〃 14. 9.20	〃 17. 3.31	
34	小田原　員人	〃 17. 4. 1	〃 21. 3.31	H19.4.1 地方自治法改正により「助役」から「副市長」に呼称変更
35	重永　英治	〃 18. 1. 1	〃 22.12.31	区域担当副市長(佐土原)
36	菊地　庸裕	〃 18. 1. 1	〃 22.12.31	〃　(田野)
37	加藤　忠芳	〃 18. 1. 1	〃 22.12.31	〃　(高岡)
38	井上　孝一	〃 18. 4. 1	〃 22. 2.18	
39	鈴木　隆	〃 21. 4. 1	〃 22. 2.18	
40	金丸　健二	〃 22. 3. 1	〃 25. 3.31	
41	鐙　和俊	〃 22. 3.23	〃 26. 3.22	区域担当副市長(清武)
42	木下　忠男	〃 22. 7. 1	〃 30. 6.30	
43	田村　俊彦	〃 25. 6.10	〃 29. 6. 9	
44	小倉　輝弘	〃 26. 3.23	〃 27. 3.22	区域担当副市長(清武)
45	原田　賢一郎	〃 29. 7. 1	令和 2. 3.31	
46	田上　明彦	〃 30. 7. 1	〃 4. 2. 5	
47	河野　太郎	令和 2. 4. 1	〃 4. 8.31	
48	帖佐　伸一	〃 4. 2.28	現在に至る	
49	永山　英也	〃 5. 1. 1	現在に至る	

３ 収入役

歴　　順	氏　　名	就任年月日	退任年月日	備　　考
1～3	高島　嘉一郎	大正 13. 10. 15	昭和　8.　7. 13	
4～6	中村　今朝蔵	昭和 9.　9.　1	〃　20.　3.　5	
7～9	加藤　源一	〃 20.　3.　5	〃　32.　3.　4	
10～12	佐々木　一雄	〃 33.　3. 12	〃　45.　3. 11	
13～14	細山　菊利	〃 45.　4.　1	〃　53.　9. 30	
15	海江田　哲	〃 53.　9. 30	〃　57.　8. 20	
16～18	原田　諒	〃 57. 10.　5	平成　6.　2.　7	
19	藤原　武	平成 6.　3.　7	〃　10.　3.　6	
20～21	日高　利幸	〃 10.　3.　7	〃　18.　3.　6	
22	鈴木　隆	〃 18.　4.　1	〃　21.　3. 31	

市町村合併

（企画政策課　内線　2462）

宮崎市は、平成15年から、生活圏や経済圏が一体化している近隣町との間に法定合併協議会を設置して合併協議を行い、平成18年1月1日に佐土原町、田野町及び高岡町の3町と合併した。

また、平成19年12月に清武町との間に法定合併協議会を再設置して合併協議を行い、平成22年3月23日に合併し、人口約40万人の新市としてスタートした。

1　佐土原町、田野町、高岡町との合併の経緯（旧合併特例法に基づく合併）

(1) 経緯

平成15年11月	「宮崎市・高岡町合併協議会」を設置
平成16年 1 月	「宮崎・佐土原合併協議会」を設置
	「宮崎・清武合併協議会」を設置
3 月	「宮崎・清武合併協議会」を「宮崎・清武・田野合併協議会」に変更
9 月	3つの合併協議会で全ての協議を終了
12月	住民投票の結果を受けて、清武町長が合併せずに自立すると表明
	宮崎市・佐土原町合併協定調印式を開催
	宮崎市議会・佐土原町議会において合併関連議案を可決
	「宮崎・田野合併協議会」を設置
平成17年 1 月	県知事申請（宮崎市と佐土原町の合併に伴う廃置分合申請）
2 月	宮崎市・田野町合併協定調印式を開催
	宮崎市議会・田野町議会において合併関連議案を可決
3 月	県知事申請（宮崎市と田野町の合併に伴う廃置分合申請）
	宮崎市・高岡町合併協定調印式を開催
	宮崎市議会・高岡町議会において合併関連議案を可決
	県知事申請（宮崎市と高岡町の合併に伴う廃置分合申請）
	「宮崎・清武・田野合併協議会」を廃止
5 月	総務大臣告示（宮崎市と佐土原町の廃置分合）
9 月	総務大臣告示（宮崎市と田野町及び高岡町の廃置分合）
12月	佐土原町、田野町、高岡町との3つの合併協議会を廃止
平成18年 1 月	合併（宮崎市と佐土原町、田野町、高岡町）
	合併記念式典を開催

(2) 佐土原町、田野町、高岡町との合併協議で確認された主な内容

合併の方式	3町の区域を宮崎市に編入する編入合併
合併の期日	平成18年1月1日
新市の名称	宮崎市
新市の事務所の位置	宮崎市役所
議会議員の取扱い	各町議会の議員は、法律の規定を適用し、宮崎市議会の議員の残任期間に限り、引き続き宮崎市議会の議員として在任する。
地域自治組織の取扱い	各町域それぞれを区域とする「合併特例区」を5年間設置する。また、合併特例区の設置期間終了後は、地方自治法に基づく「地域自治区」に移行する。
事務組織及び機構の取扱い	各町域を所管する総合支所をそれぞれ設置する。

2 清武町との合併の経緯 （合併特例法に基づく合併）

(1) 経緯

平成 19 年 12 月	「宮崎・清武合併協議会」を設置
平成 20 年 7 月	宮崎・清武合併協議会で全ての協議を終了
平成 21 年 3 月	宮崎市・清武町合併協定調印式を開催
	宮崎市議会・清武町議会において合併関連議案を可決
	県知事申請（宮崎市と清武町の合併に伴う廃置分合申請）
	総務大臣告示（宮崎市と清武町の廃置分合）
平成 22 年 3 月	「宮崎・清武合併協議会」を廃止
	合併（宮崎市と清武町）
	合併記念式典を開催

(2) 清武町との合併協議で確認された主な内容

合併の方式	清武町の区域を宮崎市に編入する編入合併
合併の期日	平成 22 年 3 月 23 日
新市の名称	宮崎市
新市の事務所の位置	宮崎市役所
議会議員の取扱い	清武町議会の議員は、法律の規定を適用し、宮崎市議会の議員の残任期間に限り、引き続き宮崎市議会の議員として在任する。
地域自治組織の取扱い	清武町域を区域とする「合併特例区」を 5 年間設置する。また、合併特例区の設置期間終了後は、地方自治法に基づく「地域自治区」に移行する。
事務組織及び機構の取扱い	清武町区域を所管する総合支所を設置する。

3 合併後の人口・世帯数・面積

（平成 22 年 10 月 1 日現在）

		人口(人)	世帯数(世帯)	面積(k ㎡)
宮崎市	旧宮崎市域	316,198	136,937	287.08
	佐土原区域	32,941	12,246	56.84
	田野区域	11,025	4,175	108.30
	高岡区域	11,528	4,402	144.58
	清武区域	28,891	12,376	47.81
計		400,583	170,136	644.61

・ 人口・世帯数は、平成 22 年国勢調査の結果による。

総 合 計 画

（企画政策課 内線 2461）

1 第五次宮崎市総合計画

(1) 総合計画策定の趣旨

本市は、平成 10 年（1998 年）に中核市に移行し、基礎自治体としての機能を強化するとともに、平成 18 年（2006 年）1 月に、佐土原町、田野町、高岡町と、平成 22 年（2010 年）3 月には清武町と合併し、新宮崎市として、平成 20 年（2008 年）に策定した第四次宮崎市総合計画に基づき、新市が一体となった魅力あるまちづくりを進めてきた。

この間、東日本大震災や熊本地震を教訓とした防災や減災をはじめ、環境やエネルギー問題に対する意識の高まり、高度情報化の急速な進展による産業構造や個人のライフスタイルの多様化など、社会を取り巻く環境は大きく変化してきた。

また、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来は、社会保障費や公共施設等の維持管理費の増加による財政面への圧迫をはじめ、地域経済の活力の低下などが懸念されることから、地方創生の取組を推進するとともに、都市計画や地域コミュニティなど、社会全体のあり方の見直しが求められている。

このような様々な社会情勢の変化や課題に対して、中長期的な視点を持ち、官民の協働により、市政を総合的かつ計画的に進めていくため、本市のまちづくりの指針であり、最上位の計画となる「第五次宮崎市総合計画」を平成 30 年（2018 年）に策定し、「未来を創造する太陽都市 みやざき」の実現に向け、取り組むこととした。

(2) 総合計画改訂の経緯

「第五次宮崎市総合計画」は、平成 30 年度（2018 年度）を初年度とする令和 9 年度（2027 年度）までの 10 年間の計画として策定したが、その間の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による地域経済及び市民生活の変容、人口減少、ICT等の発展など、社会情勢の急速な変化に対応し、市政を総合的かつ計画的に進めるため、次期宮崎市総合計画の早期策定を前提に、「第五次宮崎市総合計画」の計画期間の変更を行うこととした。

そこで、令和 4 年度（2022 年度）に「第五次宮崎市総合計画」の改訂を行い、計画期間を、平成 30 年度（2018 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 7 年間に変更した。

(3) 計画の期間

計画の改訂に伴い、「基本構想」の計画期間は、平成30年度（2018年度）を初年度とし、令和9年度（2027年度）を目標年度とした10年間から、令和6年度（2024年度）を目標年度とした7年間へ変更した。

「基本計画」は、達成度を測る成果指標を設定するため、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5年間を「前期基本計画」、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間を「後期基本計画」としていたが、「前期基本計画」を2年間延伸し、令和6年度（2024年度）までの7年間を「基本計画」として、「後期基本計画」は策定しないこととした。

(4) 計画策定の社会的背景と課題

本市を取り巻く社会・経済情勢は、急速に変化しており、市政運営にも大きな影響を及ぼすことになるので、これからのまちづくりを進めるうえで、考慮すべき社会的背景と課題について、次の7項目にまとめた。

1 人口減少社会の到来
2 安全・安心に対する意識の高まり
3 低炭素・循環型社会の推進
4 高度情報化社会の進展
5 グローバル経済の進展
6 経済・雇用環境の変化
7 地方分権・地方創生の推進

(5) 宮崎市の将来像とまちづくりの基本的な考え方

1 将来の都市像とまちづくりの基本姿勢

将来の都市像

未来を創造する太陽都市「みやざき」

まちづくりの基本姿勢

地域に愛着をもち、新たな価値を共に創る

2 まちづくりの基本的な考え方

まちづくりの基本姿勢に基づき、将来の都市像の実現に向けて取り組むとともに、本市を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、施策を展開するうえでの概念となるまちづくりの基本的な考え方を定め、持続可能なまちづくりを推進する。

・市域の均衡ある発展と地域の特性を生かした協働のまちづくり
・災害に強いまちづくり
・豊かな地域社会を築く地方創生の実現

(6) まちづくりの基本目標

将来の都市像「未来を創造する太陽都市『みやざき』」の実現に向け、まちづくりの基本姿勢やまちづくりの基本的な考え方に基づき、将来にわたって、地域の活力を維持、向上させ、市民の生活の質や満足度を高める観点から、5つの「基本目標」を設定するとともに、「基本目標」に寄与する方策を明確にするため、11 の「重点項目」を設定した。

① 良好な生活機能が確保されている都市（まち）

豊かな自然環境を保全し、自然の恵みを享受するとともに、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行い、あらゆる世代が、心身を健やかに保てるように、医療や福祉の充実したまちを目指していく。

また、消防や救急体制の確保をはじめ、災害に強いまちづくりを行い、安心して暮らせる環境の整備されたまちを目指していく。

【重点項目】

1 多様なライフスタイルに対応した「子育て支援の充実」
2 2025 年問題に対応した「医療・福祉の充実」
3 自然環境の保全と生活の質の向上を図る「居住環境の充実」
4 災害に強く、暮らしを支える「生活基盤の充実」

② 良好な地域社会が形成されている都市（まち）

未来を担う子どもたちが、健やかで心豊かに成長できるよう、地域や家庭、学校が相互に連携し、地域に根ざした教育が充実したまちを目指していく。

また、市民が、主体的にまちづくりにかかわり、公共サービスの担い手となるとともに、生涯にわたって、文化やスポーツに親しみ、誰もが互いを尊重し、生きがいを持って暮らせるまちを目指していく。

【重点項目】

1 地域に愛着や誇りをもつ「みやざきっ子の育成」
2 多様で自律性のあるコミュニティを形成する「地域力の向上」
3 一人一人が尊重され、生き生きと暮らせる「共生社会の確立」

③　良好な就業環境が確保されている都市（まち）

安定した雇用を生む地域産業の競争力を強化するとともに、潜在的な労働供給力を雇用につなげるため、地域や企業ニーズに合った人材を育成し、魅力ある雇用の場を創出することで、質の高い労働市場が確保されているまちを目指していく。

【重点項目】

1　地域や企業ニーズに合った「人財の育成」 2　若い世代の定着や生産性の向上を図る「雇用の場の創出」

④　魅力ある価値が創出されている都市（まち）

市外からヒト・モノ・カネを呼び込める環境の整備を図るため、地域が一体となったマーケティングを進めるとともに、豊富な観光資源や農産品などを生かし、ブランド力を高めることで、稼ぐ力のある地域産業が育まれているまちを目指していく。

【重点項目】

1　交流人口や販路の拡大を図る「ブランド力の向上」

⑤　地域特性に合った社会基盤が確保されている都市（まち）

インフラの長寿命化を図り、公共施設の最適な配置の実現に向けて取り組むとともに、地域の特性に即したコンパクトなまちづくりと、これと連携した交通体系を構築し、地域におけるネットワークを形成することで、高次の都市機能が維持されているまちを目指していく。

【重点項目】

1　コンパクト化とネットワークの形成による「都市機能の充実」

2　総合計画戦略プロジェクト

「第五次宮崎市総合計画」の計画期間変更に伴い、本市の現況や、社会情勢の変化を踏まえ、令和5年度（2023年度）及び令和6年度（2024年度）の2か年において、特に優先的かつ重点的に取り組むべき3つのプロジェクトと、それに連なる10の重要施策を、新たな「戦略プロジェクト」として掲げている。

新たな「戦略プロジェクト」の展開に当たっては、本市の喫緊の課題である「人口減少」への対応策として、死亡数と出生数の差である「自然増減」と、流出数と流入数の差である「社会増減」の2つの視点を念頭に、各プロジェクト及び各重要施策に取り組むこととしている。

また、時代の潮流をとらえ、「公民連携」及び「DX（デジタルトランスフォーメーション）」の手法を積極的に活用することで、「生産性向上」を図る。

プロジェクト1　力強い経済への挑戦
　重要施策1－1　宮崎経済の成長
　重要施策1－2　雇用の創出・人材の確保
　重要施策1－3　経済を支えるまちづくり
　重要施策1－4　外貨を稼ぐ観光・スポーツ振興

プロジェクト2　誰一人取り残さない社会づくり
　重要施策2－1　健康の増進・福祉の充実
　重要施策2－2　女性の活躍の推進
　重要施策2－3　多様な市民が活躍する社会づくり

プロジェクト3　未来への投資

重要施策3－1　少子化対策・子育て支援の推進

重要施策3－2　質の高い学校教育の推進

重要施策3－3　ゼロカーボンシティの実現

宮崎市地方創生総合戦略　（企画政策課　内線　2461）

国においては、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することとしている。

本市の人口は、平成 25 年をピークに減少に転じており、現状のままでは人口減少のスピードが加速すると見込まれている。

そこで、人口減少の抑制と地域の活力の維持、向上を図るため、人口の中長期的な展望を示した「人口ビジョン編」、及びその実現に向けた令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間の計画をとりまとめた「総合戦略編」からなる「第 2 期宮崎市地方創生総合戦略」を策定した。

1　人口ビジョン編

(1)　本市の将来推計人口モデル

「将来推計人口」は、平成 29 年（2017 年）10 月 1 日現在の現住人口を基準とし、各コーホート（年齢階級）ごとに、人口の自然増減と社会増減の要因である出生死亡数や移動数を用いて、男女年齢別生残率や社会移動率、出生率や出生性比を仮定し、推計（コーホート要因法）したもので、令和 42 年（2060 年）には、約 29 万 3 千人になると予想されている。

そこで、本市では、人口の自然動態や社会動態の現状を踏まえ、若い世代の増加や定着を促進し、社会の若返りを図る観点から、「合計特殊出生率の向上」と「若年層の転出抑制」に着目し、

・合計特殊出生率・・・2050 年までに「2.07」を達成

・若年層（15～24 歳）転出抑制・・・2040 年までに 30％抑制を達成

することにより、令和 42 年（2060 年）に人口約 33 万 7 千人（将来推計人口 336, 884 人）を維持するパターンを将来推計人口モデルに設定した。

(2)　将来推計人口モデルの実現に向けた取組の方向性

将来にわたって、地域の活力を維持、向上させるとともに、豊かに「生きる」「暮らす」「働く」ことができるように、

・若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえていく

・若い世代の進学や就職を地元に向けていく

・大都市圏で活躍する高度人材の軸足を本市に移していく

ための取組を、地域の多様な主体と連携して推進していく。

2　総合戦略編

(1)　基本方針

「地域に愛着を持ち、新たな価値を共に築く」

～「ひと」に優しく、「癒し」のある『豊かな地域社会』の実現を目指して～

(2)　基本的な考え方

国の動向等を踏まえ、次の項目を設定した。

・「SDGs（持続可能な開発目標）」との一体的な推進

・「関係人口」の創出・拡大

・「Society5. 0」及び「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた技術の活用

・多様な人材の活躍推進

・脱炭素化施策の推進

・地方創生テレワークの推進

(3) 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）まで

(4) 基本目標及び重点項目

総合戦略では、単に人口減少を抑制するという観点だけではなく、市民の生活の質や満足度を高める観点から、4つの基本目標と、基本目標に寄与する方策を明確にするための7つの重点項目を設定している。

【基本目標Ⅰ　良好な生活機能を確保する】

＜重点項目＞

1　多様なライフスタイルに対応した「子育て支援の充実」

2　2025年問題を見据えた「医療・福祉の充実」

3　生活の質の向上と移住の促進を図る「居住環境の充実」

【基本目標Ⅱ　良好な就業環境を確保する】

＜重点項目＞

4　地域や企業ニーズに合った「人材の育成」

5　若い世代の定着や生産性の向上を図る「雇用の場の創出」

【基本目標Ⅲ　魅力ある価値を創出する】

＜重点項目＞

6　交流人口や販路の拡大を図る「ブランド力の向上」

【基本目標Ⅳ　地域特性に合った社会基盤を確保する】

＜重点項目＞

7　「広域公共交通網の構築とインフラの維持・整備」

(5) 戦略プロジェクト

「第五次宮崎市総合計画」の計画期間変更に伴い、本市の現況や、社会情勢の変化を踏まえ、令和5年度（2023年度）及び令和6年度（2024年度）の2か年において、特に優先的かつ重点的に取り組むべき3つのプロジェクトと、それに連なる10の重要施策を、新たな「戦略プロジェクト」として掲げている。

新たな「戦略プロジェクト」の展開に当たっては、本市の喫緊の課題である「人口減少」への対応策として、 死亡数と出生数の差である「自然増減」と、流出数と流入数の差である「社会増減」の2つの視点を念頭に、各プロジェクト及び各重要施策に取り組むこととしている。

また、時代の潮流をとらえ、「公民連携」及び「DX（デジタルトランスフォーメーション）」の手法を積極的に活用することで、「生産性向上」を図る。

プロジェクト1　力強い経済への挑戦

重要施策1－1　宮崎経済の成長

重要施策1－2　雇用の創出・人材の確保

重要施策1－3　経済を支えるまちづくり

重要施策1－4　外貨を稼ぐ観光・スポーツ振興

プロジェクト2　誰一人取り残さない社会づくり

重要施策2－1　健康の増進・福祉の充実

重要施策2－2　女性の活躍の推進

重要施策2－3　多様な市民が活躍する社会づくり

プロジェクト3　未来への投資
　重要施策3－1　少子化対策・子育て支援の推進
　重要施策3－2　質の高い学校教育の推進
　重要施策3－3　ゼロカーボンシティの実現

政策評価・施策評価

（企画政策課　内線　2461）

平成 30 年 3 月に策定した第五次宮崎市総合計画の基本計画と地方創生の取組に当たっては、施策の実効性を高めていくため、各協議体と連携し、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「見直し（Action）」という一連の流れを繰り返しながら、新たな施策の構築や継続的な改善を図っていく。

特に、評価においては、達成度を測る尺度として、重点項目に「重点目標」を、主要施策に「重要業績評価指標（KPI）」といった数値目標を設定しているので、その達成度のほか、市民意識調査の結果などを踏まえて、適切な評価・検証を行う。

1　政策評価・施策評価

○　政策評価と施策評価は、基本目標、重点項目の「重点目標」、主要施策の「重要業績評価指標（KPI）」を体系的に評価するため、各協議体と連携した一連の取組として対応する。

○　「重点目標」と「重要業績評価指標（KPI）」には、中間年度と最終年度における目標値を設定しており、それぞれ令和2年度（2020年度）と令和6年度（2024年度）を指す。

○　政策評価及び施策評価の結果を公表し、行政運営の透明性を確保する。

広 域 行 政

（企画政策課　内線　2461）

交通網の発達やライフスタイルの多様化に伴い、住民の行動範囲も行政区域を越えるようになり、日常生活圏を一体とした広域的な行政施策の展開が必要となったことから、宮崎市では、東諸県郡国富町・綾町との1市2町で共同処理業務を実施している。

1　共同処理業務一覧

形態	業務内容	関係市町	摘要
連携協約	圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上	宮崎市、国富町、綾町	平成27年3月開始 連携中枢都市圏構想
機関の 共同設置	宮崎東諸県地域介護認定審査会の運営等	宮崎市、国富町、綾町 ↓（共同設置） 宮崎東諸県地域介護認定審査会	平成11年8月1日設置
事務委託	消防に関する事務（消防団・水利・水防に関する事務を除く）	国富町、綾町 ↓（委託） 宮崎市	昭和48年4月開始
事務委託	東諸葬祭場に関すること	宮崎市、綾町 ↓（委託） 国富町	昭和53年12月開始
事務委託	障がい支援区分認定審査会	国富町、綾町 ↓（委託） 宮崎市	平成18年4月開始
事務委託	エコクリーンプラザみやざきにおける一般廃棄物の処理に関すること	国富町、綾町 ↓（委託） 宮崎市 （※西都児湯環境整備事務組合からも事務委託により共同処理を行っている。）	令和3年4月開始
共同運営	宮崎市夜間急病センターの利用及び運営に関すること	国富町、綾町 ↓（負担金） 宮崎市 ↓（指定管理料） 宮崎市郡医師会	昭和57年10月開始
共同運営	在宅当番医制に関すること	国富町、綾町 ↓（負担金） 宮崎市 ↓（委託） 宮崎市郡医師会	平成7年7月開始

形態	業務内容	関係市町	摘要
共同運営	宮崎市総合発達支援センターの運営に関すること	国富町、綾町 ↓（負担金） 宮崎市 ↓（指定管理料） 宮崎市社会福祉事業団	平成15年4月開始
共同運営	障がい者基幹相談支援・虐待防止センター事業委託	国富町、綾町 ↓（負担金） 宮崎市 ↓（委託） 市内の社会福祉法人（4カ所）	相談支援事業 平成18年10月開始 障がい者基幹相談支援・虐待防止センター事業委託 平成25年4月開始
共同運営	消費生活に関する苦情・相談に関すること	国富町、綾町 ↓（負担金） 宮崎市 ↓（設置） 宮崎市消費生活センター	平成29年4月1日開始

（参考）

宮崎東諸県広域市町村圏協議会

宮崎東諸県広域市町村圏協議会については、圏域の合併が進み、1 市 6 町でのスタートから 1 市 2 町の構成となったこと、また、四次にわたる計画策定により一定の成果が得られたことなどから、新たな広域市町村圏計画は策定しないものとし、平成 23 年 3 月末をもって廃止された。

＜経緯＞

昭和 46 年 10 月　宮崎東諸県広域市町村圏協議会設置
（宮崎市、清武町、田野町、佐土原町、高岡町、国富町、綾町の 1 市 6 町）

昭和 47 年　3 月　第一次宮崎東諸県広域市町村圏計画の策定

昭和 56 年　3 月　第二次宮崎東諸県広域市町村圏計画の策定

平成　3 年　3 月　第三次宮崎東諸県広域市町村圏計画の策定

平成 13 年　3 月　第四次宮崎東諸県広域市町村圏計画の策定

平成 18 年　1 月　合併により、宮崎市、清武町、国富町、綾町の 1 市 3 町

平成 22 年　3 月　合併により宮崎市、国富町、綾町の 1 市 2 町

平成 23 年　3 月　宮崎東諸県広域市町村圏協議会廃止

中　核　市

（企画政策課　内線　2468）

1　中核市制度の概要

中核市は、行政の規模や能力が政令指定都市に次いで大きく、一定の要件を満たした市について、事務権限を強化し、できる限り住民に身近な行政サービスが提供できるように創設された制度（平成7年4月1日施行）である。なお、地方自治法の改正により、平成27年4月1日から中核市の要件は、人口20万人以上となっている。

2　中核市への移行の経過

平成9年	6月 9日	市議会の議決、県へ同意の申し入れ
	7月 4日	県議会の議決
	7月 7日	県の同意
	7月25日	国へ指定を求める申し出
	10月 1日	中核市の指定（政令公布）
平成10年	4月 1日	中核市へ移行（政令施行）

【全国の中核市　62市】

平成 8年 4月1日移行	12市	宇都宮、新潟、富山、金沢、岐阜、静岡、浜松、堺、姫路、岡山、熊本、鹿児島
平成 9年 4月1日移行	5市	秋田、郡山、和歌山、長崎、大分
平成10年 4月1日移行	4市	豊田、福山、高知、宮崎
平成11年 4月1日移行	4市	いわき、長野、豊橋、高松
平成12年 4月1日移行	2市	旭川、松山
平成13年 4月1日移行	1市	横須賀
平成14年 4月1日移行	2市	奈良、倉敷
平成15年 4月1日移行	5市	川越、船橋、相模原、岡崎、高槻
平成17年 4月1日移行	1市	東大阪 （静岡　指定都市へ移行）
平成17年10月1日移行	2市	函館、下関
平成18年 4月1日移行		（堺　指定都市へ移行）
平成18年10月1日移行	1市	青森
平成19年 4月1日移行		（新潟、浜松　指定都市へ移行）
平成20年 4月1日移行	4市	盛岡、柏、西宮、久留米
平成21年 4月1日移行	3市	前橋、大津、尼崎 （岡山　指定都市へ移行）
平成22年 4月1日移行		（相模原　指定都市へ移行）
平成23年 4月1日移行	1市	高崎
平成24年 4月1日移行	1市	豊中（熊本　指定都市へ移行）
平成25年 4月1日移行	1市	那覇
平成26年 4月1日移行	1市	枚方
平成27年 4月1日移行	2市	八王子、越谷
平成28年 4月1日移行	2市	呉、佐世保
平成29年 1月1日移行	1市	八戸
平成30年 4月1日移行	6市	福島、川口、八尾、明石、鳥取、松江
平成31年 4月1日移行	4市	山形、福井、甲府、寝屋川
令和 2年 4月1日移行	2市	水戸、吹田
令和 3年 4月1日移行	2市	松本、一宮

３ 中核市に係る主な移譲事務

○ 保健衛生に関する事務
- 保健所の設置
- 飲食店営業等の許可
- 温泉の利用許可
- 旅館業・公衆浴場の経営許可

○ 福祉に関する事務
- 保育所の設置の認可、監督
- 養護老人ホームの設置の認可、監督
- 介護サービス事業者の指定
- 身体障がい者手帳の交付

○ 教育に関する事務
- 県費負担教職員の研修

○ 環境に関する事務
- 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可
- ばい煙発生施設の設置の届出の受理

○ まちづくりに関する事務
- 屋外広告物の条例による設置制限
- サービス付き高齢者向け住宅事業の登録

総 合 企 画

（企画政策課　内線　2462）

急速に進む少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展、社会情勢の変化や市民の価値観の多様化など、本市を取り巻く環境は大きく変化している。また、地方分権改革については、新たな広域連携の仕組みや、地方の発意と多様性を重視し、権限移譲・規制緩和の提案を募る「提案募集方式」が導入されるなど新たな制度が設けられたところである。

こうした社会情勢の変化や時代の潮流をとらえ、地域の特性を生かしたまちづくりや、住民ニーズに対応した公共サービスの提供につなげていく必要がある。

１「地方分権改革」への対応

地域の個性を生かした魅力あるまちづくりを行うためには、地方自治体自らの権限と責任において、市民に密着した施策を適時・適切に推進することが必要である。

そのため、政府における「地方分権改革」の動きに適切に対応するとともに、国と基礎自治体の役割の明確化及び権限移譲・地方税財源の移譲を国、県に要望するなど、地方分権の推進に向けて積極的に取り組んでいる。

２　首都圏を中心とした情報収集とシティセールス

（東京事務所　03－3234－9777）

高度情報化社会の急速な進展や、社会経済情勢の変革に伴い地方都市をとりまく環境が激変する中、魅力あるまちづくりを進めるためには、東京を中心とした首都圏に集中する情報をより正確に把握するとともに、本市がとるべき対応を外から見つめる視点も極めて大切である。

そこで、施策検討への参考となるような国や民間企業の動向、他自治体の先進的取組など、様々な情報の収集を行う。また、首都圏で活躍する本市関係者等との交流を通じて、市政に対する多角的な意見・情報を求めるとともに、企業誘致、観光・物産、MICE誘致を含む市政全般に関するシティセールス活動を行う。

国 際 交 流

（国際政策課　内線　3483）

1　国際交流の推進

市民・民間団体による国際交流活動を支援しながら、国際化を担う組織や人づくりに努め、市民が主体となった国際交流を推進していくとともに、国際交流員を招致し、地域や学校で講座やイベントを実施し、市民の国際理解や異文化交流を進めている。

姉妹（友好）都市である、米国・バージニアビーチ市（バージニア州）、中国・葫芦島市（遼寧省）、韓国・報恩郡（忠清北道）、米国・ウァキガン市（イリノイ州）との交流については、民間団体と連携を図りながら、市民参加型の交流を推進していく。

令和6年度の主な事業

(1) 国際交流の推進（宮崎市国際交流協会の支援、国際交流員招致事業等）

(2) 市制100周年記念姉妹都市等交流

2　多文化共生の推進

本市在住の外国人住民は増加傾向にあり、ベトナムやネパールなど、東南アジア諸国を中心とした様々な国・地域からの入国も増えており、多国籍化も進んでいる。

今後、 更なる経済のグローバル化と、人の国際移動の活発化が見込まれる中、少子高齢化が進行する状況下においては、本市の活力の維持向上を図るためにも、外国人も含めた全ての人が能力を最大限に発揮できる社会づくりが必要不可欠となっている。

外国人住民が社会の一員として活躍できる共生社会の実現に向け、関係団体と連携を図りながら、多文化共生理解の促進や外国人住民の生活支援策等の取組を推進する。

令和6年度の主な事業

(1) 外国人住民支援の推進

外国人住民向けワンストップインフォメーションセンターの新設や「宮崎市生活ガイド」及び動画を活用し、各種相談への対応や情報発信を行う。

(2) 宮崎市国際交流協会の活動の支援

国際理解講座や日本人住民と外国人の交流の場の提供など多彩な活動を行う宮崎市国際交流協会を支援する。

広報・広聴機能の充実

（秘書課　内線　2470）

地方分権の進展や自治体を取り巻く社会情勢の変化、市民の自治意識の高まりなどを背景に、市民と行政が協働で、地域課題の解決に取り組むためには、市民の理解と連携を深め、信頼関係を築くことが求められている。

本市では、市民からの意見・要望などの「市民の声」を広く聴取し、施策に反映させるとともに、市民との協働を進めるため、平成20年4月に秘書広報課に「広聴係」を設置。平成22年4月からは、企画政策課内に設置替えを行ったが、市民と行政との双方向のコミュニケーション機能の充実を図る必要があることから、平成25年4月からは、「広報」と「広聴」を一体化し、秘書課に広報広聴室を設置した。

今後、ますます複雑化・多様化する市民ニーズを的確に捉え、効率的で効果的な質の高い情報を、さまざまな広報媒体を活用しながら、迅速かつ的確に提供することで、市民の視点に立ったサービスの向上を図る。

1　広　聴

（1）　集団広聴

市民ニーズや、まちづくりにおいて重要となる課題等を市民と共有し、課題解決に向けた市政運営を行うため、市民と市長の意見交換を行う。

（2）　市長ホットラインの設置

市の施策や事業に対する市民からの意見を市政運営に反映させるため、市民から市長に直接意見を届ける「市長ホットライン」を令和4年5月に設置し、ホームページ上の専用フォーム又はメールで意見を受け付けている。

（3）　コールセンターの円滑な運営

市民サービスの向上や事務の効率化を図るため、従来、各担当課で対応していた問い合わせを一元化し、平成20年度にコールセンターを開設した。

コールセンターを円滑に運営しながら、コールセンターに寄せられた「市民の声」が各種施策や事務改善に反映されるよう努めている。

＜コールセンターの受付状況＞

年　度	問合せ	指定入電	苦情	要望	通報	申込み	その他	計
令和元年度	40,098	124,782	61	26	285	8,170	7,310	180,732
令和 2 年度	48,989	133,381	135	173	199	8,306	6,179	197,362
令和 3 年度	48,550	116,145	1,139	58	158	7,858	5,358	179,266
令和 4 年度	45,202	118,918	196	31	82	8,168	6,337	178,934
令和 5 年度	39,087	104,419	174	38	140	7,786	7,398	159,042

（4）　市政モニターの活用

平成 16 年度から、市民の意識やニーズを把握し、各種施策の企画・運営の基礎資料として活用するため、モニターへのアンケートを実施し、市政に関する意見や提言を伺っている。

＜市政モニターの活用状況＞

年　　度	アンケート実施回数	登録モニター数 （任期：2 年間）	延べ回答数
令和元年度	3	163	440
令和 2 年度	3	184	493
令和 3 年度	3	184	466
令和 4 年度	3	204	549
令和 5 年度	3	203	548

（5） パブリックコメントの活用

平成 15 年度から、市の基本的な政策等の策定の過程において、その趣旨、内容等を広く公表したうえで、市民から意見の提出を受け、当該意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見の概要と市の考え方を公表する手続きを行っている。

パブリックコメントを活用することにより、市政への市民参画の機会を拡充するとともに、市民に対する説明責任を果たし、公正で開かれた市政の推進に努めている。

＜パブリックコメントの活用状況＞

年　　度	案件数	寄せられた意見数
令和元年度	14	64
令和 2 年度	9	72
令和 3 年度	14	39
令和 4 年度	14	58
令和 5 年度	15	66

※令和 2 年度以降は、結果を公表した案件を対象

2 広 報

（1） 広報紙（昭和24年6月創刊）

毎月「市広報みやざき」を112,000部発行し、主として自治会を通じて配布しているほか、銀行やコンビニエンスストアなどにも配布している。平成26年5月号からは、民間のノウハウを取り入れて、より多くの方に読んでいただけるよう業務委託による作成とした。内容は、市政の動き、お知らせ、まちの話題などで、A4判の紙面に全面カラー32ページで紹介し、読みやすく親しまれる広報紙となるよう努めている。

（2） 点字広報紙（昭和38年8月創刊）

広報紙を抜粋した「点字広報紙」を毎月1回100部発行し、点字広報紙の読者に送付するとともに、閲覧用として市立図書館にも備えている。

（3） 声の広報（昭和52年4月創刊）

点字の読めない視覚障がい者のために、広報紙の内容をCDに収めた「声の広報みやざき」を毎月1回80部発行し、希望者に配布している。

（4） ホームページ（平成14年2月開設）

宮崎市が運営する「宮崎市ホームページ」は、平成 14 年 2 月に開設し、必要な情報を容易に取得できるよう随時コンテンツを更新し、市民から見やすく親しまれるホームページとなるよう努めている。

（5） テレビ広報

平成8年度から、ケーブルテレビを活用した広報を実施。平成22年度からは、宮崎ケーブルテレビが独自に制作する番組において、市からのお知らせコーナーを設け、市政に関する情報を提供している。第2水曜（2分程度）に情報を提供。月に17回ほど再放送を行っている。

（6） ラジオ広報

MRTラジオ（昭和35年度から）、宮崎サンシャインFM（平成12年度から）において毎週金曜日、FM宮崎（昭和60年度から）において毎月第1・3・5火曜日にラジオ広報を実施している。

（7） 市政だより

平成17年度から、毎月第1日曜日に、朝日新聞、毎日新聞、宮崎日日新聞、読売新聞各紙の紙面（1ページの1/5）を使って市の施策やお知らせなどを紹介する「市政だより」を掲載している。

（8） SNS（ソーシャルネットワークサービス）による広報

平成25年2月から、フェイスブックの公式ページを試行的に開設し、同年6月に本稼動。平成26年3月からLINEとYouTubeを開設。平成30年4月からX(旧ツイッター）を開設。即時性、拡散性などの特性を生かして、イベント情報や市政情報などを提供しているほか、災害等の緊急情報の提供も行っている。

平成29年4月からはインスタグラムを開設。宮崎市近郊で撮影された素敵な風景、何気ない日常や特別な瞬間の写真などを紹介している。

デジタル化の歩み　（デジタル支援課　内線　2413・2414）

国では、平成 12 年 11 月に成立した「IT 基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）」に基づいて IT 戦略本部を設置し、全ての国民が IT を積極的に活用し、その恩恵を享受できる社会を目指して「e-Japan 戦略」を策定、その後「e-Japan 戦略Ⅱ」をはじめとする戦略の累次の見直しを行いながら、世界最先端のICT国家を目指して各種政策を推進してきた。また、平成25年には「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定し、情報資源の活用により経済成長をもたらし、課題解決にもつなげる世界最高水準の IT 利活用社会の実現に向けて、IT・情報資源の利活用により未来を創造するための各種取り組みを推進している。

また、近年ではスマートフォンやタブレット型端末等の普及、5G や IoT といった通信インフラ整備など、急速なICT技術の進歩が社会全体に大きな変革をもたらしており、国においては、すべての国民がICT利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会の構築を目指し、平成 29 年 5 月に「世界最先端IT国家宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 30 年 6 月に「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」へ変更）を閣議決定し、それ以降も平成 30 年 1 月に「デジタル・ガバメント実行計画」や令和 2 年 12 月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」、令和 3 年 6 月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定した。

今後も、行政事務の効率化や市民生活の利便性向上を図るため、情報基盤の整備や情報システムの整備に取り組むともに、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進にも取り組む。

1　デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

国が、平成 22 年 5 月に発表した「新たな情報通信技術戦略」の重点施策の一つである「国民本位の電子行政の実現」では、行政窓口以外の場所での証明書の入手や申請手続き等、国民の便宜向上を目指すとしており、電子自治体の実現に力を入れて取り組むとしている。

本市では、国の動きにも注目しながら、事務事業の見直しと改善を行い、行政経費の縮減と市民サービスの向上等を目的として、行政サービスの高度化に取り組んでいる。

具体的には、平成 23 年 2 月に確定申告のオンライン受信を行う「国税連携」を導入、また平成 23 年 12 月には給与支払い報告書等の「電子申告」をスタートさせた。その後、平成 24 年 3 月に宮崎県とシステムを共同利用する形で「電子入札」を導入し、平成 25 年 11 月には法人変更届出等の「電子申請」をスタートさせた。平成 25 年 12 月からは、コンビニエンスストアに設置されたマルチコピー機で住民票の写しと印鑑登録証明書を交付する「証明書コンビニ交付」をスタートさせ、平成 28 年 12 月に交付できる証明書の種類を増やした。

さらに、平成 29 年度には、マイナンバーカードを利用した電子申請の仕組みを導入し、児童手当の申請が行えるようになり、令和 2 年度に介護保険に関する要介護・要支援認定の申請が行えるようになった。

令和 4 年度にデジタル技術を最大限活用して、市民一人ひとりが豊かに暮らせるまちづくりを推進する「デジタルチャレンジ宣言」を行い、その具体的な取り組みを進めていくために「宮崎市 DX 推進方針」を策定した。

これを踏まえ、窓口で住所変更等の届出書作成をサポートして手続きを簡素化する「スマート窓口」や、オンラインで申請を行える「スマート申請」を導入するなど、行政手続きのデジタル化を進めている。

引き続き、「いつでも」「どこでも」「手軽」な行政手続きと、「行かない」「書かない」「待たない」時間や場所に制約のない市民サービスの実現に取り組む。

公 民 連 携

（都市戦略課　内線　2318）

1　目的

公民連携の拠点かつ窓口の役割を担う総合窓口として、宮崎市のホームページに総合窓口のサイトを開設し、24時間・365日、民間（法人格を有する事業者）からの提案をメールで受け付ける。多様な市民ニーズに対応するとともに、明るい未来を創出するためには、社会課題を解決しながら、力強く経済政策を推進していくことは喫緊の課題であり、その課題解決の方策として、経済を担う主体である民間と行政（宮崎市）との連携（以下「公民連携」という」）による取り組みは必要不可欠である。本市では、公民連携を推進することにより、政策や価値を創造し、宮崎市の成長を目指す。

2　総合窓口

公民連携の拠点かつ窓口の役割を担う総合窓口として、宮崎市のホームページに「公民連携総合窓口みやざきCITY　PORT（通称：みやPORT）」を開設し、24時間・365日、民間（法人格を有する事業者）からの提案をメールで受け付ける。

みやPORTでは、民間から提案された情報を関係部局に提供、または、各部局の抱える課題を民間に提示し、必要に応じて民間と各部局との意見交換の場を設定するなど、民間と各部局をつなげ、パートナーシップを構築し、具体的な政策や価値を創造する。

3　取組状況

みや PORT の提案数と対話結果一覧（令和 6 年 3 月 31 日現在）

区分		指定テーマ型	自由テーマ型	合計
提案数		53	92	145
対話結果	事業化	12	21	33
	対話中	30	44	74
	対話終了	11	27	38

宮崎市公共施設等総合管理計画　（都市戦略課　内線　2044）

1　計画策定の背景

公共施設が老朽化し、更新時期を迎える一方で、人口減少や少子高齢化による財源の減少が見込まれていることから「公共施設の更新問題」が全国的にも課題となっており、平成 26 年 4 月に国から各地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がなされた。本市では、平成 24 年に「宮崎市公共施設経営基本方針」を策定していたが、ハコモノのみを対象とした計画であったため、インフラも対象に加えた上で、本計画を策定した。

2　策定の目的

本市の公共施設の現状や課題、今後、必要となる多額の更新費用などの「公共施設の更新問題」に対する実施方針等を明らかにするとともに、将来世代に多額の費用負担という重荷を背負わせないために、社会ニーズに沿った施設サービスの質と量の見直しや施設の長寿命化について、市民の皆さんにも一緒になって考えていただき、ご理解とご協力を得て課題解決し、将来にわたって、最適な公共施設サービスを提供することにより、市民満足度を高めることを策定の目的とする。

3　計画の期間

平成29年度から令和9年度まで

4　現状と課題

現状	課題
①市民ニーズの視点 人口動向（人口減少、高齢化）、社会情勢によって、公共施設に求められる市民ニーズは変化している。	市民ニーズを的確に見極めた上で、「投資の厳選」により、「最適な量」の施設の保有及び「質の向上」に取り組む必要がある。
②フロー（財政収支）の視点 社会保障費が年々増加している状況では、公共施設の維持管理費は財政の大きな負担になっている。	「投資の厳選」により、身の丈に合う「最適な量」を保有し、非効率な部分を徹底的に排除した上で、サービスの「質の向上」に取り組む必要がある。
③ストック（資産）の視点 ハコモノとインフラの将来の修繕更新費用を合計したところ、50 年間で総額約1兆 6,090 億円、1年当たりの事業費で見ると、年平均約 322 億円となる。これは現在の修繕更新費用の事業費年平均約 179 億円の約 1.8 倍に相当する。	「投資の厳選」により、「最適な量」の施設を保有するとともに、改修や建て替えの周期を長期化する「長寿命化」が必要。
④情報管理体制の視点 ハコモノについては、システムにより一部、施設情報を一元化しているものの、インフラについては、施設を所管している部署ごとに情報を管理しているため、公共施設全体を的確には把握できていない。	公共施設全体を一つの資産として捉え、共有化・一元化・見える化によって情報を管理するとともに、公会計制度との整合性を図る必要がある。

5 計画の方向性（施設経営の考え方）

公共施設を資産として捉え、人口動向や社会情勢を踏まえて将来の費用や市民ニーズを予測し、その予測を基に、非効率な部分を徹底的に排除することを基本として、市民目線で、最適な公共施設サービスを提供して市民満足度の向上を図る。

6 経営方針に基づく施設分類別の実施方針

<table>
<tr><td>目指すべき経営のすがた</td><td colspan="2">持続可能な、最適な公共施設サービスを提供し、市民満足度を高める。</td></tr>
<tr><td rowspan="9">「目指すべき経営のすがた」を実現するための経営方針</td><td colspan="2">①総量の最適化</td></tr>
<tr><td>ハコモノ</td><td>インフラ</td></tr>
<tr><td>ハコモノの現状を財務（ソフト：収益性、収支など）・品質（ハード：劣化状況、安全性など）・供給（ソフト：サービスの適切さ）のデータを基に比較・分析を行う。</td><td>計画的かつ効率的に、既設のインフラの維持保全と必要とされる新規のインフラの整備を両立しながら推進していく。</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記を踏まえながら、市民目線（受益者視点・納税者視点）で最適な量の施設を保有する「総量の最適化」に取り組む。</td></tr>
<tr><td colspan="2">②質の向上</td></tr>
<tr><td>ハコモノ</td><td>インフラ</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の長寿命化や維持管理費の縮減、適正な使用料の設定、民間との連携により、市民目線（受益者視点・納税者視点）でコストパフォーマンス（費用対効果）を高める「質の向上」に取り組む。</td></tr>
<tr><td colspan="2">③投資の厳選</td></tr>
<tr><td>ハコモノ</td><td>インフラ</td></tr>
<tr><td colspan="2">限られた経営資源の投資対象となる公共施設サービスを市民目線（受益者視点・納税者視点）で厳選し、経営資源を重点的に投資する「投資の厳選」に取り組む。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">施設分類別の実施方針</td><td>ハコモノ</td><td>インフラ</td></tr>
<tr><td colspan="2">(1)施設情報の共有化の推進（経営方針 1･2･3 の基礎）
(2)計画的かつ効率的な「総量の最適化」の推進（経営方針 1･3）
(3)公共施設の安全確保（経営方針 2）
(4)耐震化・長寿命化の推進（経営方針 2･3）
(5)維持管理費の縮減（経営方針 2･3）
(6)民間との連携の推進（経営方針 2･3）
(7)ユニバーサルデザイン化の推進（経営方針 2）
(8)脱炭素化の推進</td></tr>
<tr><td>(9)適正な使用料の設定（経営方針 2）</td><td>―</td></tr>
<tr><td>上記(1)～(9)を踏まえた、学校、市営住宅、集会施設等の実施方針</td><td>上記(1)～(8)を踏まえた、道路、橋梁、河川施設、公園施設、上水道施設、下水道施設の実施方針</td></tr>
</table>

7 計画の推進方針

計画の推進に当たっては、日ごろ施設を利用する市民の皆さん（受益者）に加え、施設を利用していないものの、納税者として公共施設サービスを支えている市民の皆さん（納税者）の意向も踏まえ、投資の範囲内で、最適な公共施設サービスを提供して市民満足度を高めることを念頭に進める。

なお、計画に関する情報については、市の広報紙やホームページなどを通じて随時、提供していく。

また、今後、施設の特性に応じて、本計画に沿った具体的な取組となる個別施設計画を順次策定するとともに、その進捗や成果を宮崎市戦略推進会議で検証しながら計画を着実に推進する。

【参考：公共施設使用料の統一的な見直しの実施】

今後も「持続可能で最適な公共施設サービスの提供」を実現し、負担の公平性と将来世代の負担軽減を目的として、公共施設使用料の統一的な見直しを行った。

令和 4 年度に有識者、各関係団体等の代表者計 7 名で構成する市民検討会を設置し、市民検討会の意見も踏まえて全庁的な使用料の見直しを行い、令和 5 年 9 月議会において、使用料改定にかかる条例改正議案が可決されたことから、対象施設（83施設）では令和 6 年 4 月より新料金が適用された。

今後は、各施設の収支や利用状況を継続的にモニタリングし、算定の基本的な考え方についても検証を行いながら、原則5年のサイクルで見直しを行っていく。

見直しのポイント
○使用料算定の基本的な考え方
・使用料　＝　原価（コスト）　×　受益者負担割合 ・原価（コスト）には施設のランニングコストのみを含む。 ・受益者負担割合は、市場性と必要性の２軸により４つの領域を設定し、それぞれの領域の受益者負担割合を 50%、75%、100%の 3 段階で割り振り。 ・同一の利用用途・規模の施設（類似施設）間では、統一した使用料を設定。 ・なお、利用料金施設は、公募の公平性確保の観点から、指定管理者の選定時期に合わせて見直しを行う。
○激変緩和措置等
・大幅な値上げにより施設の収支バランスの悪化が想定される場合には、見直し後の使用料を見直し前の概ね 1.5 倍に止める。 ・ただし、類似施設間で統一の使用料が設定された施設は、見直し前の額にかかわらず使用料を統一し、その結果、1.5 倍を超える値上げとなる場合には、必要に応じて、2 回に分けて段階的な値上げを行う。
○子どもの減額率の拡充
・スポーツ施設では、子育て世代の負担軽減を図るため、高校生以下の減額率 1/2 から中学生以下の減額率については、一般の 1/3 に拡充。
○減免の取扱い
・各施設で行う減免についても、統一の要件に基づいて見直し。

ふ る さ と 納 税

（都市戦略課　内線　2463）

1　ふるさと納税

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として平成20年度に創設された。平成27年度税制改正で、ワンストップ特例制度などが開始されたことにより、寄附額及び寄附件数は年々拡大している。自主財源の確保のため、寄附に対する返礼品の充実を図り、積極的にPRを行う。

なお、本市の令和5年度の寄附受入額は約81億9千万円となっている。

2　地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みで、平成28年度に創設された。令和2年度税制改正で、軽減効果が寄附額の最大9割（令和元年度までは最大6割）となり、企業の負担がさらに軽減された。地方創生の財源確保のため、民間事業者との連携を含め、企業への積極的な働きかけを行う。

なお、本市の令和5年度の寄附受入額は、約1億3千万円（現物寄附約4,400万円相当含む）となっている。

総 合 交 通

（企画政策課 内線 2464）

人口減少・少子高齢化の進行やモータリゼーションが進展する中、宮崎市総合計画や都市計画マスタープランと連動した交通に関する全庁的な調整を図り、陸・海・空の交通物流の活性化から市民の生活基盤である地域交通の確保や本市経済の持続的な発展など総合的な交通物流対策の展開を図る。

また、「宮崎市地域公共交通網形成計画（令和元年度策定）」に基づいた政策形成や市民ニーズに即した地域公共交通施策の展開を図る。

1 宮崎港振興協会

宮崎港の利用促進と物流の効率化を官民一体となって取り組み、地域経済の活性化を図り、港湾振興と県央経済の発展に寄与することを目的に平成 25 年 8 月 6 日設立された。

（1） 組織 （令和 6 年 4 月 1 日現在）

会員数 53 団体 会長 宮崎市長 事務局 宮崎市企画政策課内

（2） 事業

・宮崎港物流活性化支援事業

・神戸航路の利用促進、クルーズ船等の誘致及び船舶の寄港対応活動

・宮崎みなとまつりの開催 （実行委員会事務局）

・関係機関への要望活動など

2 長距離フェリーの利用促進

県内唯一の長距離フェリーの利用促進を図り、輸送力強化を推進するため、運航事業者が取組む貨物量の確保や旅客増加対策等を支援する。

3 宮崎ブーゲンビリア空港利用促進

宮崎県と連携した国内・国際線の利用支援対策を実施し、航空路線の維持や拡大、国際定期便の維持と早期再開に向け、宮崎空港の人流・物流拠点としての機能強化を図る取組を推進する。

4 路線バス・コミュニティ交通

（1） 地方バス路線存続支援事業

地域住民の生活上必要なバス路線の運行を維持するため、バス事業者に対し運行費の一部を支援する。 対象路線 23 路線（令和 6 年 4 月現在）

（2） コミュニティ交通運営支援事業

地域住民が主体となって運営するコミュニティ交通の運行経費の一部を支援することにより、安定かつ継続的な事業運営を促し、日常生活に必要な交通手段の確保を図る。

①北地区(平成 19 年 12 月 12 日運行開始) ※令和 2 年 5 月 31 日までコミュニティバス運行

乗合タクシー ／ 事前登録・予約制 ／ 1 乗車 200 円～1,100 円（距離に応じ）

②木花地区（平成 19 年 12 月 10 日運行開始） ※令和 2 年 3 月 31 日までコミュニティバス運行

乗合タクシー ／ 事前登録・予約制 ／ 1 乗車 210 円～860 円（距離に応じ）

③高岡地区（平成 24 年 10 月 1 日運行開始）

乗合タクシー ／ 事前登録・予約制 ／ 1 乗車 250 円～750 円（距離に応じ）

④佐土原地区（令和 3 年 9 月 1 日運行開始）

乗合タクシー ／ 事前登録・予約制 ／ 1 乗車 300 円～1,000 円（距離に応じ）

⑤田野地区（令和 3 年 8 月 2 日運行開始）
　乗合タクシー　／　事前登録・予約制　／　1 乗車 500 円～1,000 円（距離に応じ）
⑥住吉地区（令和 4 年 9 月 1 日運行開始）
　乗合タクシー　／　事前登録・予約制　／　1 乗車 300 円～1,200 円（距離に応じ）
⑦生目地区（令和 4 年 10 月 3 日運行開始）
　乗合タクシー　／　事前登録・予約制　／　1 乗車 300 円～1,600 円（距離に応じ）